○法務省告示第四百五十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年九月二十一日から効力を生ずる。

平成二十七年九月二日

法務大臣　上川　陽子

千葉県野田市長

○外務省告示第三百八号

平成二十七年八月十九日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億六千万円

3　署名者

日　本　側　中野直継在ギニア大使

世界食糧計画側　エリザベス・フォール在ギニア事務所代表

平成二十七年九月二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字三浦三一、六七の一、七〇から七三まで、二九五、大字五百瀬一六五、一六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三浦三一・六七の一・七一・七三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇、七二、二九五、大字五百瀬一六五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県黒石市大字大川原字大鉄沢三九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県茅野市泉野字夕立四四六八の口、四四七〇、四四七一のイ、四四七二のイ、四四七三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県大町市平字手桶山四三二九の口、字三ツ沢口四三三〇の一、字東原四三八二の口、字ヘビ沢四三九一の一、四三九一の二、四三九二から四三九五まで、四三九六のイ、四三九六の口

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町手野字湯ノ口一〇〇四、字外園一〇二六の一、一〇二六の二、一〇二八の一、一〇二八の二、一〇三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ口一〇〇四・字外園一〇二六の一・一〇二八の一・一〇三二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二八の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字西小坪四八一の一、四八一の四、字北西小坪四八二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月二日

農林水産大臣　林　芳正